

各 位

会 社 名 三 井 住 友 建 設 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 新井 英雄 (コード番号 1821 東証第一部) 問合せ先 総務・法務部長 阿部 譲 (TEL 03-4582-3022)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に、下記の通り、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は平成26年12月24日に第二回A種優先株式の消却を行い、発行した全ての優先株式の消却を完了いたしました。これに伴い、当社が発行している株式は普通株式のみとなりましたので、定款にある優先株式の条項を削除し、関連する規定に対し所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) の施行に伴い、社外取締役でなく業務 執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも会社と責任限定契約を締結すること が可能になりましたので、社内外を問わず広く人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発 揮できるようにするため、当社定款第 26 条の 2 (社外取締役の責任限定契約) 及び定款第 34 条の 2 (社外監査役の責任限定契約) の一部を変更するものであります。なお、本議案のうち定款第 26 条の 2 (社外取締役の責任限定契約) の変更に係る部分の議案提出につきましては、各監査役 の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次頁以下の新旧対照表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(金曜日) 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金曜日)

以上

	(下線は変更部分であります)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第4条の2 (条文省略)	第1条~第4条の2 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(株式の総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>26 億 9,635</u> 万 9,614 株とし、当会社の発行可能種類株式総数 は、次の通りとする。 (1)普通株式 26 億 6,946 万 4,970 株	(株式の総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>26 億 6,946</u> <u>万 4,970</u> 株とする。
(2) 第一回優先株式 200 万株	
(3)第二回A種優先株式 450万株	
(4)第三回A種優先株式 39万4,644株	
(5)第三回B種優先株式 800万株	
(6)第三回C種優先株式 600万株	
(7)第三回D種優先株式 600万株	
第6条 (条文省略)	 第6条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社の普通株式ならびに第一回優先株式、	
第二回A種優先株式、第三回A種優先株式、第三	37.78 32 27.75 27.86
回B種優先株式、第三回C種優先株式および第三	
回 <u>D種優先株式の各</u> 単元株式数は 100 株とする。	
第8条~第11条 (条文省略)	第8条~第 11 条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式	(削 除)
(第一回優先株主に対する配当金)	
第11条の2 当会社は、第36条に定める期末配当を	
行うときは、第一回優先株式を有する株主(以	
下、第一回優先株主という。)または第一回優先	
株式の登録質権者(以下、第一回優先登録株式質	
権者という。) に対し、第一回優先株式1株につ	
き年 20 円を上限として、発行に際して取締役会	
の決議をもって定める額の期末配当金(以下、第	
一回優先配当金という。)を支払う。但し、当該	
事業年度において第 11 条の3に定める中間配当	
金を支払ったときは第一回優先配当金の額から当	
該中間配当金の額を控除した額を支払う。	
2. ある事業年度において第一回優先株主または第	
一回優先登録株式質権者に対して支払う期末配当	
金の額が第一回優先配当金の額に達しないとき	
は、その不足額は、翌事業年度以降に累積しな	
<u> </u>	

現行定款 変更案

- 3. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権 者に対しては第一回優先配当金または第 11 条の 3に定める中間配当金を超えて期末配当または中 間配当は行わない。
- 4. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権 者に対する期末配当金は、普通株式を有する株主 (以下、普通株主という。) または普通株式の登 録質権者(以下、普通登録株式質権者という。) に先立ち、但し、第二回A種優先株式を有する株 主(以下、第二回A種優先株主という。) または 第二回A種優先株式の登録質権者(以下、第二回 A種優先登録株式質権者という。)、第三回A種 優先株式を有する株主(以下、第三回A種優先株 主という。)または第三回A種優先株式の登録質 権者(以下、第三回A種優先登録株式質権者とい う。)、第三回B種優先株式を有する株主(以 下、第三回B種優先株主という。) または第三回 B種優先株式の登録質権者(以下、第三回B種優 先登録株式質権者という。)、第三回C種優先株 式を有する株主(以下、第三回C種優先株主とい う。) または第三回 C 種優先株式の登録質権者 (以下、第三回C種優先登録株式質権者とい う。)および第三回D種優先株式を有する株主 (以下、第三回D種優先株主という。) または第 三回D種優先株式の登録質権者(以下、第三回D 種優先登録株式質権者という。) に劣後して、支 払われるものとする。

(第一回優先株主に対する中間配当)

第11条の3 当会社は、第37条に定める中間配当を 行うときは、第一回優先株主または第一回優先登 録株式質権者に対し、第11条の2第4項の順位 に従い、第一回優先株式1株につき第一回優先配 当金の2分の1を上限として、発行に際して取締 役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払 う。

(第一回優先株主に対する残余財産の分配)

- 第 11 条の4 当会社の残余財産を分配するときは、 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者 に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先 立ち、第一回優先株式1株につき 500 円を支払 う。
- 2. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権 者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わな い。

現行定款 変更案
(第一回優先株式の取得)
(第 11 条の5 当会社は、いつでも分配可能額をもって、第一回優先株式を取得することができる。
(第一回優先株主の議決権)
第 11 条の6 第一回優先株主は、株主総会において
議決権を有しない。
(第一回優先株主に対する募集株式の割当てを受ける
権利等)
第 11 条の7 当会社は、第一回優先株主には募集株
式の割当てを受ける権利または募集券株

(第一回優先株主の取得請求権)

割当てを受ける権利を与えない。

- 第 11 条の8 第一回優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第一回優先株式を取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる。
- 2. 取得請求により交付する普通株式数を算出する に当って1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (第一回優先株式の強制取得条項)
- 第 11 条の9 取得を請求し得べき期間中に取得請求 のなかった第一回優先株式は、同期間の末日の翌 日(以下、本条において一斉取得日という。)以 降の取締役会で定める日をもって、第一回優先株 式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券 取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎 日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値の ない日数を除く。)で除して得られる数の普通株 式の交付と引換えに当会社が取得する。但し、上 記平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出 し、その小数第1位を切り上げる。
- 2. 前項の場合、当該平均値が、①当初取得価額の 200%(以下、本条において上限取得価額とい う。)を上回るときまたは②当初取得価額の 80%(以下、本条において下限取得価額とい う。)を下回るときは、第一回優先株式1株の払 込金相当額を①の場合上限取得価額で、②の場合 下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の 交付と引換えに当会社が取得する。
- 3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満た ない端数が生じたときは、会社法第234条第1項 に定める方法によりこれを取扱う。

(第二回A種優先株主に対する配当金)

第 11 条の 10 当会社は、第 36 条に定める期末配当 を行うときは、第二回A種優先株主または第二回 A種優先登録株式質権者に対し、第二回A種優先 株式1株につき年 50 円を上限として、発行に際 して取締役会の決議をもって定める額の期末配当 金(以下、第二回A種優先配当金という。)を支 払う。但し、当該事業年度において第 11 条の 11 に定める中間配当金を支払ったときは第二回A種 優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除し た額を支払う。

- 2. ある事業年度において第二回A種優先株主また は第二回A種優先登録株式質権者に対して支払う 期末配当金の額が第二回A種優先配当金の額に達 しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に 累積しない。
- 3. 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録 株式質権者に対しては第二回A種優先配当金また は第11条の11に定める中間配当金を超えて期末 配当または中間配当は行わない。
- 4. 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録 株式質権者に対する期末配当金は、普通株主また は普通登録株式質権者および第一回優先株主また は第一回優先登録株式質権者に先立ち、但し、第 三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式 質権者、第三回B種優先株主または第三回B種優 先登録株式質権者、第三回C種優先株主または第 三回C種優先登録株式質権者および第三回D種優 先株主または第三回D種優先登録株式質権者に劣 後して、支払われるものとする。
- (第二回 A 種優先株主に対する中間配当)
- 第 11 条の 11 当会社は、第 37 条に定める中間配当を行うときは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対し、第 11 条の 10 第 4 項の順位に従い、第二回A種優先株式 1 株につき第二回A種優先配当金の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。
- (第二回 A 種優先株主に対する残余財産の分配)
- 第 11 条の 12 当会社の残余財産を分配するときは、 第二回 A種優先株主または第二回 A種優先登録株 式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質 権者に先立ち、第二回 A種優先株式 1 株につき 500 円を支払う。

現行定款 変更案

2. 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録 株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配 は行わない。

(第二回A種優先株式の取得)

第 11 条の 13当会社は、いつでも分配可能額をもって、第二回A種優先株式を取得することができる。

(第二回A種優先株主の議決権)

第 11 条の 14 第二回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(第二回A種優先株主に対する募集株式の割当てを 受ける権利等)

第 11 条の 15 当会社は、第二回A種優先株主には募 集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約 権の割当てを受ける権利を与えない。

(第二回A種優先株主の取得請求権)

- 第 11 条の 16 第二回A種優先株主は、発行に際して 取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間 中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第 二回A種優先株式を取得するのと引換えに、普通 株式の交付を請求することができる。
- 2. 取得請求により交付する普通株式数を算出する に当って1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(第二回 A 種優先株式の強制取得条項)

- 第 11 条の 17 取得を請求し得べき期間中に取得請求 のなかった第二回A種優先株式は、同期間の末日 の翌日 (以下、本条において一斉取得日という。) 以降の取締役会で定める日をもって、第二 回A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日 に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会 社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。) で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
- 2. 前項の場合、当該平均値が、①当初取得価額の 150%(以下、本条において上限取得価額とい う。)を上回るときまたは②当初取得価額の 60%(以下、本条において下限取得価額とい う。)を下回るときは、第二回A種優先株式1株 の払込金相当額を①の場合上限取得価額で、②の 場合下限取得価額で、除して得られる数の普通株 式の交付と引換えに当会社が取得する。

現行定款 変更案

3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満た ない端数が生じたときは、会社法234条第1項に 定める方法によりこれを取扱う。

(第三回A種優先株主に対する配当金)

- 第11条の18 当会社は、第36条に定める期末配当 を行うときは、第三回A種優先株主または第三回 A種優先登録株式質権者に対し、第三回A種優先 株式1株につき年250円を上限として、発行に際 して取締役会の決議をもって定める額の期末配当 金(以下、第三回A種優先配当金という。)を支 払う。但し、当該事業年度において次条に定める 中間配当金を支払ったときは第三回A種優先配当 金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支 払う。
- 2. ある事業年度において第三回A種優先株主また は第三回A種優先登録株式質権者に対して支払う 期末配当金の額が第三回A種優先配当金の額に達 しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に 累積しない。
- 3. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録 株式質権者に対しては第三回A種優先配当金また は次条に定める中間配当金を超えて期末配当また は中間配当は行わない。
- 4. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録 株式質権者に対する期末配当金は、普通株主また は普通登録株式質権者、第一回優先株主または第 一回優先登録株式質権者、第二回A種優先株主ま たは第二回A種優先登録株式質権者、第三回B種 優先株主または第三回B種優先登録株式質権者、 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株 式質権者および第三回D種優先株主または第三回 D種優先登録株式質権者に先立ち、支払われるも のとする。
- (第三回 A 種優先株主に対する中間配当)
- 第 11 条の 19 当会社は、第 37 条に定める中間配当を行うときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対し、前条第 4 項の順位に従い、第三回A種優先株式 1 株につき第三回A種優先配当金の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。

現行定款 変更案

(第三回A種優先株主に対する残余財産の分配)

第 11 条の 20 当会社の残余財産を分配するときは、 第三回 A種優先株主または第三回 A種優先登録株 式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質 権者に先立ち、第三回 A種優先株式 1 株につき 2,500 円を支払う。

2. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録 株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配 は行わない。

(第三回A種優先株式の取得)

第 11 条の 21 当会社は、いつでも分配可能額をもって、第三回A種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。

(第三回A種優先株主の議決権)

第11条の22 第三回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(第三回A種優先株主に対する募集株式の割当てを 受ける権利等)

第 11 条の 23 当会社は、第三回A種優先株主には募 集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約 権の割当てを受ける権利を与えない。

(第三回A種優先株主の取得請求権)

- 第 11 条の 24 第三回A種優先株主は、発行に際して 取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間 中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第 三回A種優先株式を取得するのと引換えに普通株 式の交付を請求することができる。
- 2. 取得請求により交付する普通株式数を算出する に当って1株に満たない端数が生じたときは、こ れを切り捨て、現金による調整は行わない。

(第三回A種優先株式の強制取得条項)

第 11 条の 25 取得を請求し得べき期間中に取得請求 のなかった第三回A種優先株式は、同期間の末日 の翌日(以下、本条において一斉取得日とい う。)以降の取締役会で定める日をもって、第三 回A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日 に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会 社東京証券取引所における当会社の普通株式の普 通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均 値(終値のない日数を除く。)で除して得られる 数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得す る。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入す る。

現行定款 変更案 2. 前項の場合、当該平均値が、①発行に際して取 (削 除) 締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取 得価額を上回るときまたは②発行に際して取締役 会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価 額を下回るときは、第三回A種優先株式1株の払 込金相当額を①の場合当該上限取得価額で、②の 場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普

3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満た ない端数が生じたときは、会社法第234条第1項 に定める方法によりこれを取扱う。

通株式の交付と引換えに当会社が取得する。

- (第三回B種優先株主に対する配当金)
- 第 11 条の 26 当会社は、第 36 条に定める期末配当 を行うときは、第三回B種優先株主または第三回 B種優先登録株式質権者に対し、第三回B種優先 株式1株につき年250円を上限として、発行に際 して取締役会の決議をもって定める額の期末配当 金(以下、第三回B種優先配当金という。)を支 払う。但し、当該事業年度において次条に定める 中間配当金を支払ったときは第三回B種優先配当 金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支 払う。
- ある事業年度において第三回B種優先株主また は第三回B種優先登録株式質権者に対して支払う 期末配当金の額が第三回B種優先配当金の額に達 しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に 累積しない。
- 3. 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録 株式質権者に対しては第三回B種優先配当金また は次条に定める中間配当金を超えて期末配当また は中間配当は行わない。
- 4. 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録 株式質権者に対する期末配当金は、普通株主また は普通登録株式質権者、第一回優先株主または第 一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株 主または第二回A種優先登録株式質権者に先立 ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種 優先登録株式質権者に劣後して、支払われるもの とする。

- 9 -

現行定款	
<u>(第三回B種優先株主に対する中間配当)</u>	
第 11 条の 27 当会社は、第 37 条に定める中間配当	
<u>を行うときは、第三回B種優先株主または第三回</u>	
B種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順	
<u>位に従い、第三回B種優先株式1株につき第三回</u>	
B種優先配当金の2分の1を上限として、発行に	
際して取締役会の決議をもって定める額の中間配	
当金を支払う。	
(第三回B種優先株主に対する残余財産の分配)	
第 11 条の 28 当会社の残余財産を分配するときは、	İ
第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株	
式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質	
権者に先立ち、第三回B種優先株式1株につき	
2, 500 円を支払う。_	
2. 第三回B種優先株主または第三回B種優先登録	
株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配	
<u>は行わない。</u>	
(第三回B種優先株式の取得)	İ
第 11 条の 29 当会社は、いつでも分配可能額をもっ	
て、第三回B種優先株式の全部または一部を契約	
 により取得することができる。	
 (第三回B種優先株主に対する募集株式の割当てを	
受ける権利等)	
第 11 条の 30 当会社は、第三回B種優先株主には募	
集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約	
権の割当てを受ける権利を与えない。	
(第三回B種優先株主の取得請求権)	
第 11 条の 31 第三回B種優先株主は、発行に際して	ļ Ī
取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間	
中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第	
三回B種優先株式を取得するのと引換えに普通株	
式の交付を請求することができる。	
2. 取得請求により交付する普通株式数を算出する	<u> </u>
2・ 松下明小により入口りる日地体や数で昇山りる	

<u>に当って1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u>

(第三回B種優先株式の強制取得条項)

第 11 条の 32 取得を請求し得べき期間中に取得請求 のなかった第三回B種優先株式は、同期間の末日 の翌日(以下、本条において一斉取得日とい う。)以降の取締役会で定める日をもって、第三 回B種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日 に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会 社東京証券取引所における当会社の普通株式の普 通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均 値(終値のない日数を除く。)で除して得られる 数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得す る。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入す る。

- 2. 前項の場合、当該平均値が、①発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは②発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回B種優先株式1株の払込金相当額を①の場合当該上限取得価額で、②の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。
- 3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満た ない端数が生じたときは、会社法第234条第1項 に定める方法によりこれを取扱う。
- (第三回C種優先株主に対する配当金)
- 第 11 条の 33 当会社は、第 36 条に定める期末配当 を行うときは、第三回C種優先株主または第三回 C種優先登録株式質権者に対し、第三回C種優先 株式1株につき年 250 円を上限として、発行に際 して取締役会の決議をもって定める額の期末配当 金(以下、第三回C種優先配当金という。)を支 払う。但し、当該事業年度において次条に定める 中間配当金を支払ったときは第三回C種優先配当 金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支 払う。
- 2. ある事業年度において第三回C種優先株主また は第三回C種優先登録株式質権者に対して支払う 期末配当金の額が第三回C種優先配当金の額に達 しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に 累積しない。
- 3. 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録 株式質権者に対しては第三回C種優先配当金また は次条に定める中間配当金を超えて期末配当また は中間配当は行わない。

- 4. 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録 株式質権者に対する期末配当金は、普通株主また は普通登録株式質権者、第一回優先株主または第 一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株 主または第二回A種優先登録株式質権者に先立 ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種 優先登録株式質権者に劣後して、支払われるもの とする。
- (第三回 C 種優先株主に対する中間配当)
- 第 11 条の 34 当会社は、第 37 条に定める中間配当を行うときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回C種優先株式1株につき第三回C種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。
- (第三回 C 種優先株主に対する残余財産の分配)
- 11 条の 35 当会社の残余財産を分配するときは、第 三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式 質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権 者に先立ち、第三回C種優先株式1株につき 2,500円を支払う。
- 2. 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録 株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配 は行わない。
- (第三回 C 種優先株式の取得)
- 第 11 条の 36 当会社は、いつでも分配可能額をもって、第三回C種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。
- (第三回C種優先株主に対する募集株式の割当てを 受ける権利等)
- 第 11 条の 37 当会社は、第三回C種優先株主には募 集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約 権の割当てを受ける権利を与えない。
- (第三回C種優先株主の取得請求権)
- 第 11 条の 38 第三回C種優先株主は、発行に際して 取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間 中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第 三回C種優先株式を取得するのと引換えに普通株 式の交付を請求することができる。
- 2. 取得請求により交付する普通株式数を算出する に当って1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

現行定款 変更案

(第三回 C 種優先株式の強制取得条項)

第11条の39 取得を請求し得べき期間中に取得請求 のなかった第三回C種優先株式は、同期間の末日 の翌日(以下、本条において一斉取得日とい う。)以降の取締役会で定める日をもって、第三 回C種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日 に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会 社東京証券取引所における当会社の普通株式の普 通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均 値(終値のない日数を除く。)で除して得られる 数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得す る。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入す る。

- 2. 前項の場合、当該平均値が、①発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは②発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を①の場合当該上限取得価額で、②の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。
- 3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満た ない端数が生じたときは、会社法第234条第1項 に定める方法によりこれを取扱う。

(第三回D種優先株主に対する配当金)

- 第 11 条の 40 当会社は、第 36 条に定める期末配当 を行うときは、第三回D種優先株主または第三回 D種優先登録株式質権者に対し、第三回D種優先 株式1株につき年 250 円を上限として、発行に際 して取締役会の決議をもって定める額の期末配当 金(以下、第三回D種優先配当金という。)を支 払う。但し、当該事業年度において次条に定める 中間配当金を支払ったときは第三回D種優先配当 金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支 払う。
- 2. ある事業年度において第三回D種優先株主また は第三回D種優先登録株式質権者に対して支払う 期末配当金の額が第三回D種優先配当金の額に達 しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に 累積しない。
- 3. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録 株式質権者に対しては第三回D種優先配当金また は次条に定める中間配当金を超えて期末配当また は中間配当は行わない。

現行定款 変更案

- 4. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。
- (第三回D種優先株主に対する中間配当)
- 第 11 条の 41 当会社は、第 37 条に定める中間配当を行うときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対し、前条第 4 項の順位に従い、第三回D種優先株式1株につき第三回D種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。
- (第三回D種優先株主に対する残余財産の分配)
- 第 11 条の 42 当会社の残余財産を分配するときは、 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株 式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質 権者に先立ち、第三回D種優先株式 1 株につき 2,500 円を支払う。
- 2. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録 株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配 は行わない。
- (第三回D種優先株式の取得)
- 第 11 条の 43 当会社は、いつでも分配可能額をもって、第三回D種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。
- (第三回D種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)
- 第 11 条の 44 当会社は、第三回D種優先株主には募 集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約 権の割当てを受ける権利を与えない。
- (第三回D種優先株主の取得請求権)
- 第 11 条の 45 第三回D種優先株主は、発行に際して 取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間 中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第 三回D種優先株式を取得するのと引換えに普通株 式の交付を請求することができる。
- 2. 取得請求により交付する普通株式数を算出する に当って1株に満たない端数が生じたときは、こ れを切り捨て、現金による調整は行わない。

(第三回D種優先株式の強制取得条項)

第 11 条の 46 取得を請求し得べき期間中に取得請求 のなかった第三回D種優先株式は、同期間の末日 の翌日 (以下、本条において一斉取得日という。) 以降の取締役会で定める日をもって、第三 回D種優先株式 1 株の払込金相当額を一斉取得日 に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。) で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- 2. 前項の場合、当該平均値が、①発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは②発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を①の場合当該上限取得価額で、②の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。
- 3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満た ない端数が生じたときは、会社法第234条第1項 に定める方法によりこれを取扱う。
- (優先株式の期末配当金および中間配当金の優先順 位)
- 第 11 条の 47 第三回B種優先株式、第三回C種優先株式はおよび第三回D種優先株式の期末配当金および中間配当金の支払順位は、同順位とする。

(優先株式の残余財産支払の優先順位)

第 11 条の 48 第一回優先株式、第二回A種優先株 式、第三回A種優先株式、第三回B種優先株式、 第三回C種優先株式および第三回D種優先株式の 残余財産の支払順位は、同順位とする。

第3章 株主総会

第 12 条~第 16 条(条文省略)

(種類株主総会)

- 第 16 条の 2 第 12 条第 2 項、第 12 条第 3 項、第 13 条、第 13 条の 2、第 15 条および第 16 条の規定 は、種類株主総会にこれを準用する。
- 2. 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催 される種類株主総会にこれを準用する。

第3章 株主総会

第 12 条~第 16 条(現行どおり)

(削 除)

現行定款 変更案 3. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の (削 除) 決議は、当該種類株主総会において議決権を行使 することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席した種類株主総会において、そ の議決権の3分の2以上をもって行う。 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会 第17条~第26条 (条文省略) 第17条~第26条 (現行どおり) (社外取締役の責任限定契約) (取締役の責任限定契約) 第 26 条の2 当会社は、社外取締役との間で、会社 │ 第 26 条の2 当会社は、取締役(業務執行取締役等 法第427条第1項の規定により、任務を怠ったこ であるものを除く。) との間で、会社法第 427 条 とによる損害賠償責任を限定する契約を締結する 第1項の規定により、任務を怠ったことによる損 ことができる。但し、当該契約に基づく賠償責任 害賠償責任を限定する契約を締結することができ の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める る。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 金額の合計額とする。 は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合 計額とする。 第5章 監査役および監査役会 第5章 監査役および監査役会 第 27 条~第 34 条 (条文省略) 第27条~第34条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約) (監査役の責任限定契約)

第 34 条の2 当会社は、社外監査役との間で、会社 │ 第 34 条の2 当会社は、監査役との間で、会社法第 法第427条第1項の規定により、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。但し、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める 金額の合計額とする。

第6章 計算

第 35 条~第 38 条 (条文省略)

427 条第1項の規定により、任務を怠ったことに

よる損害賠償責任を限定する契約を締結すること ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額 の合計額とする。

第6章 計算

第35条~第38条 (現行どおり)

以上